

倒産手続における管財人の環境責任に関する一考察

－ 倒産手続開始前後に生じた環境汚染に際する 原因財産放棄の可否 － (一)

萩原 佐織

目 次

序章

第一章 ドイツにおける判例・議論の軌跡

第1節 環境責任債務の種類及び性質に関する論争

第2節 1998年10月22日独連邦行政裁判所判決[リュエネブルグ事件]

第1項 事案の概要

第2項 判決

第3項 解説

第3節 1999年2月10日独連邦行政裁判所判決[グライスフスヴァルド事件]

第1項 事案の概要

第2項 判決

第3項 解説

第4節 「放棄」の意味－管財人による権利放棄の本質－

第5節 自然人破産と法人破産、並びに有限責任会社の破産における相違点

①法人破産：2002年4月18日独連邦通常裁判所判決

②有限責任会社の破産：2003年7月25日カールスルーエ高等裁判所中間判決

第6節 清算型・再建型における相違点

第7節 問題の所在

第8節 独連邦汚染防止法

参考資料 1. 独連邦汚染防止法 第5条(訳)

2. 本稿で採り上げた判例一覧表 (以上、本稿)

序章

現在も世界の廃棄物処理には1700兆円掛かっており、さらに世界人口が85億人に増える2030年以降は、地球の環境容量を示す指標「エコロジカル・フットプリント」によると、現在の経済維持をするために地球2個強が必要だと言われる¹。捨てない循環経済への転換が急務である。我国でも、温暖化ガス排出を実質的にゼロにするカーボンニュートラルを中期計画に盛り込み、二酸化炭素削減等の環境指標での目標達成度を、環境評価として役員報酬に反映させる民間企業が出始め、環境の視点が各事業の投資判断に取り入れられる²など、欧米企業で先行していたビジネス面での環境配慮が、浸透して来ている。

ただ、その道のりは未だ厳しく、静岡県熱海市における2021年7月3日の不適切な造成地を起点とする大規模土石流では、多くの人命とともに80世帯以上が流され、現在その土地の前及び現所有者等に対し、原告84名から約58億円の損害賠償請求訴訟が提起されるとともに、一部の遺族から刑事告発がなされる³など、環境配慮の欠乏に起因する事件の枚挙に遑がない。

環境配慮の気運上昇は諸手を挙げて歓迎すべきものであるが、反面、その環境責任債務負担の重さが、今後ますます倒産の側面では際立って来るであろうことが予想される。その債務を違法に免脱することを看過すると、私達の地球の寿命はより一層早く尽きかねない。他方、余力がない企業等にとっては、その債務負担は今後一層増すこととなり、単に余りにも一義的にその履行を追求するだけでは、逆に脱法行為を助長するのみで、円満は解決とはならない可能性がある。右手に環境配慮、そして左手に倒産危機にある企業、その債権者、管財人そして行政等、それぞれの立場を比較考量し、環境・倒産両法を読み解くべき困難な問題ではあるが、これからの環境社会に向け、環境先進国であるドイツを引き合いに出し、比較法的に検証を行う。

本稿で採り上げる独判例は、清算型の独旧破産法(Die Konkursordnung)下のものから、1999年1月1日より施行されている清算型及び再建型両手続を

¹ 「「捨てない」経済循環に成長の芽」2022年2月4日 日経新聞 朝刊

² 「役員報酬 環境業かを反映」2022年2月15日 日本経済新聞 朝刊。

³ テレビ静岡 2022年2月14日 18:45配信記事。

包含する統一型独新倒産法 (Die Insolvenzordnung) への移行期並びに新法適用後のものを含む。そこには過渡期ならではの議論、すなわち独破産法下の判例及び解釈が、独倒産法下でなお適用され得るか、との問題もあったものの、当該研究に関する多くの判例・解釈は新法の公布後になされたものであり、新法を見据えたものであったため、新法適用後もなお適用の余地はあると考えられている。また、独倒産法施行後は、日本と異なり、ドイツの統一的倒産法制下での議論であるため、破産手続等の清算型手続と民事再生法等の再建型手続を明確に区別する我国の法制度とは合致しない点もあることは否めない。しかし、我国においても、再建型手続の試行後に清算型手続に移行することも少なくない。そして何より、地球規模のコロナ禍における今後の倒産件数の推移ならびに環境汚染・破壊が起因と思われる異常気象の増加という現状下では、我国においても、倒産手続における汚染駆除等の環境保護責任や、環境関係債権の取扱いにつき今一度考察する必要がある、その点、このドイツにおける議論は我国においても十分に参考に値するものであると考える。

第一章 ドイツにおける判例・議論の軌跡

第1節 環境責任債務の種類及び性質に関する論争

倒産手続と環境責任に関する問題は種々あるものの、まず1990年代後半において、主に欧⁴米⁵にて、環境汚染の除去等の環境関連責任を有する債務者が倒産した場合に、①廃棄物除去命令等、未だ履行されていない行政上の義

⁴ 独における議論につき、近藤隆司「破産管財人の公害行政上の義務とその免脱可能性(1)(2) - ドイツにおける議論を比較の対象として」法研論集70号211-235頁、71号153-179頁(1994年)、ボルグガング・リュケ；出口雅久(訳)「公法と倒産法の交錯 - 破産における環境責任を事例として」立命館法学264号507頁(1999年)等。

⁵ 米国における議論につき、K. Wells, What Happens When Bankruptcy and Environmental Laws Collide: A Look at the Safety-Kleen, Inc. v. Wyche Decision, 11 S.E. Envtl. L.J. 19 (2002)、I. Hillinger & M. Hillinger, Environmental Affairs in Bankruptcy, 2004, 12 Am. Bankr. Inst. L. Rev. 331 (2004)；我国における同問題の先行研究として、笠井正俊「アメリカの倒産手続における環境行政法上の請求権の取扱い - 自動停止、免責及び優先性に関する裁判例の動向」、法学論叢146(3・4)163-189頁(2000・2001年)、杉山悦子「倒産手続における環境浄化費用の負担者」一橋法学8巻3号183-212頁(2009年)、永石一郎「破産管財人とCSR」一橋法学4巻2号1-35頁(2005年)、富樫貞夫「チッソの倒産処理と保障責任のゆくえ(特集 水俣砂事件の現在とチッソ分社化)環境と公害39(2)8-12頁(2009年)等。

務履行請求権の性質、②倒産債務者に代わり汚染物質等を除去した管財人の履行費用及びその他の第三者が取得する報酬請求権を、財団債権として取り扱うのか、それとも何らかの種別の倒産債権として取り扱うのか、そして③権利放棄に基づく管財人の公害行政上の義務の免脱可能性につき、多くの活発な議論がなされた。財団債権だとすると、その債権者は、債務者の倒産手続外において、優先的にその権利を行使することが可能である。他方、何らかの種別の倒産債権であるとする、原則的に、倒産手続の中における配当等によって満足を得るに過ぎないため、財団債権の場合と比すると、その債権回収率は非常に限定的なものにならざるを得ない。

本稿で比較法的に紹介するドイツでも、管財人の公害行政上の義務とその免脱可能性に関する問題は、1979年12月11日ミュンヘン行政裁判所判決⁶(判例①)において、破産財団に属する汚染財産の放棄が認められたことに始まり、1984年1月20日連邦行政裁判所判決⁷(判例②)が、財団財産の管理処分権が管財人に帰属することを理由として管財人を財団債権に関する公害行政上の義務者としたうえで、「破産債権者の平等な満足という破産上の目的から」その義務の免脱可能性を認めたことで着目された。

その後、判例上、管財人の公害行政上の義務の根拠は、i) 破産法上の管理処分権のみではなく、公害規制を営業警察 (Gewerbepolizei) の一作用として捉え、公害行政法と各州警察法とは特別法と一般法との関係にあるとして、ii) 個々の公害行政法並びに各州警察法上にも存すると解されることとなる。そのため、当該問題についてもまず個々の公害行政法の適用可能性を検討することが求められ、連邦廃棄物処理法 (Abfallbeseitigungsgesetz: 以下、AbfG) の事案を例とすると、管財人が、財団財産に属する廃棄物の処理義務を有する「占有者」(独廃棄物処理法第3条4項) に該当するかにつき、1990年12月11日バーデンヴェ

⁶ BayVGH (VGH München), Urteil vom 11. 12. 1979 - 118 VIII 76, KTS 1983, Heft 3, S. 462 - 469, Eine wasserrechtliche Anordnung gegen den Konkursverwalter ist unzulässig, wenn dieser die von der Anordnung betroffenen Gegenstände wirksam aus der Konkursmasse freigegeben hat [Rainer Kölsch]. 当該判決について、Hans-Jürgen Lwowski, Christian Tetzlaff: Umweltaltlasten in der Insolvenz und gesicherte Gläubiger - Erste Ansätze für eine "massefreundlichere" Rechtsprechung der Verwaltungsgerichte -, WM 2005 Heft 20, S. 921.

⁷ BVerG, Urt. vom. 20. 1. 1984 - 4 C 37/80, ZIP 1984, S. 722 = NJW 1984, S. 2427 [W. Schulz], Karsten Schmidt, in: Gedächtnisschrift Martens, 1984, S. 699, 近藤、前掲注 (1), 213頁以下。なお、原審判決については、前掲注 (6), KTS 1983, S. 462 [Kölsch] 参照のこと。

ルテムベルク高等行政裁判所判決⁸ [マンハイム事件] (判例③)、及び、1991年5月7日リュエネブルグ高等裁判所判決⁹ (判例④)がこれを認めている。これらの判決により、管財人の公害行政上の義務及びその義務の免脱可能性につき、倒産法、個々の公害行政法及び各州警察法を横断的に検討する現在のドイツの姿勢が確立されたといえるであろう。

また、上記1984年1月20日連邦行政裁判所判決 (判例②)では、① 廃棄物除去命令等、未だ履行されていない行政上の義務履行請求権の性質については明らかにされなかったが、上記1990年12月11日のバーデンヴェルテムベルク高等行政裁判所判決 (判例③)では、行政上の義務履行請求権は管財人を名宛人としてその作為義務の履行を求めるものであることを根拠に、破産手続開始前または後の原因に基づいて発生した場合でも、破産債権ではなく、破産手続によらずに行使し得る請求権であるとされた。それに対し、Stollは、破産手続開始前の原因に基づいて発生したものについては、それを破産債権とすべきとする¹⁰。このStollの見解に対しては、破産債権と解すると第三者による汚染物質の除去が困難になることから、結局のところ、行政代執行とならざるを得ないとの批判がなされている¹¹。

⁸ VGH Baden-Württemberg Sachsen, Urt. vom 11. 12. 1990 - 10 S 7/90 [Mannheim] = ZIP1991, S. 393 = EWIR 1991, S. 487 [Stürner] = BB 1991, S. 237. 近藤、前掲注(4)、法研論集70号218頁。

⁹ OLG Lüneburg, Beschl. vom. 7. 5. 1991 - 7 M 3600/91=ZIP 1991, S. 1607 = EWIR 1991, S. 1221 [Pape] = NJW 1992, S. 1252. 近藤、前掲注(4)、法研論集70号218、219頁以降。債務者への包括的処分禁止命令後に、廃棄物除去命令が発令され、廃棄物除去に関する債権の性質が問題とされた事例。また、当該判例は、州の行政法規に基づく代執行命令が、それと矛盾する連邦法としての執行法並びに破産法、とりわけその包括的処分禁止命令を制限するか否かにつき判示した先例としてよく引用される。判決では、代執行命令が連邦法である廃棄物処理法に基づきなされることから、ともに連邦法である執行法・破産法と廃棄物処理法は同ランクの法規であり、廃棄物処理法が執行法・破産法より後に制定されたことも、その両法の間順位制に影響を与えるものではないとされた。

¹⁰ Tomio Stoll, Altlasten im Konkurs, ZIP 1992, S. 1437, 1438. 近藤、前掲注(4)、法研論集70号221頁。

¹¹ 近藤、前掲注(4)、法研論集70号226頁。

【各請求権の種別及び性質に関する見解】

* グレーで示されている箇所が、論争あり。

* 縦軸は、どの段階で、議論となっているか、その時間軸を表すものである。

			破産手続開始「前」の原因に基づいて発生したもの	破産手続開始「後」の原因に基づいて発生したもの
汚染除去前	①管財人を名宛人とする行政上の義務履行請求権 (例：廃棄物除去命令等)	1984年1月20日連邦行政裁判所判決 (判例②)	言及せず	
		1990年12月11日バーデン ヴェルテムベルク高等行政 裁判所判決(判例③)	破産手続によらずに 行使し得る請求権	
		<i>Pape</i> ¹²		
		<i>Stoll</i>	破産債権	財団債権
		1992年10月20日シュレス ビヒ上級行政裁判所 判決 ¹³ (判例⑤)	破産債権	-
汚染除去後	②管財人に代わり 汚染物質を除去 した行政の代執行 費用請求権	1990年12月11日バーデン ヴェルテムベルク高等行政 裁判所判決(判例③)	財団債権ではない	
		1991年5月7日のリュエ ブルグ高等行政裁判所 判決(判例④)	財団債権	
		<i>Pape</i>	財団債権	
	②管財人自身に より、又は管財人 に代わり、管財と 第三者(業者等)の 業務委託契約等に 基づき、汚染物質 等が除去された場 合における管財人 の履行費用請求権、 並びに第三者の報 酬請求権	1990年12月11日のバーデン ヴェルテムベルク高等行政 裁判所判決(判決③)	財団債権	
		<i>Pape</i>		

¹² *Gerhard Pape*, Zum Freigabe des Konkursverwalters bei Grundstücken mit Altlasten, ZIP 1991, S. 1544.

¹³ OVG Schleswig, Urt. vom 20. 10. 1992 - 4L 73/92, ZIP 1993, S. 283 = EWiR 1993, S. 167 [*Pape*], この判例に関する論文として、*Stoll*, 前掲注(10), ZIP 1992, S. 1437.

また、②管財人に代わり汚染物質を除去した「行政の代執行費用」につき、1990年12月11日バーデンヴェルテンベルク高等行政裁判所判決(判例③)が、代執行費用は共同手続のための裁判上の費用や財団の管理・換価及び配当のための費用ではなく、そのため破産手続の遂行のために必要不可欠で全破産債権者の利益になるという財団債権の要件を満たさないとしたもの、1991年5月7日リューネブルグ高等裁判所判決(判例④)は、理由は釈然としないもののこれを財団債権としている。

この点に関するその他の重要な判例として、

- ・1994年4月12日ザクセンアンハルト高等行政裁判所決定¹⁴[マग्デブルグ事件](判例⑥)、
 - ・1994年4月21日ザクセン高等行政裁判所判決¹⁵(Plutonium-Strahler I)[パウチェン I 事件](判例⑦)、
 - ・1994年8月16日ザクセン高等行政裁判所判決¹⁶(Plutonium-Strahler II 事件)[パウチェン II 事件](判例⑧)、そして
 - ・1997年1月16日グライフスヴァールド高等行政裁判所判決¹⁷(判例⑨)等。
- なお、これらの判決は相互の矛盾が指摘されており、さらに議論を深める結果となった¹⁸。

¹⁴ OVG Sachsen-Anhalt, Beshul. vom 12. 04. 1994 - 2 M 31/93 [Magdeburg], ZIP 1994, S. 1130 = EWiR 1994, S. 675 [Pape].

¹⁵ OVG Sachsen, Urt. vom 21. 04. 1994 - 1 S 12/93 [Bautzen I], ZIP 1995, S. 856 = EWiR 1995, S. 579 [Pape].

¹⁶ OVG Sachsen, Urt. vom 16. 08. 1994 - 1 S 173/94 [Bautzen II], ZIP 1995, S. 852 = SächsVBl 1995, S. 101 [Karsten Schmidt].

¹⁷ OVG Greifswald, Urt. vom 16. 01. 1997 - 3 L94/96, ZIP 1997, S. 1460, 当該判決に肯定的見解: Karsten Schmidt, Ordnungsrechtliche Haftung der Insolvenzmasse für die Altlastenbeseitigung, zum Stand der Diskussion nach dem Urteil des OVG Greifswald vom 16. Januar 1997, ZIP 1997, S. 1460, ZIP 1997, S. 1441. 否定的見解: Hans-Jürgen Wilmowsky, Altlasten in der Insolvenz: Verwaltungsakt - Vollstreckung - Freigabe, ZIP 1997, S. 1445.

¹⁸ パウチェン、マग्デブルグ判決等を比較検討するものとして、Birgit Weitemeyer, Insolvenz und Umweltschutz, NVwZ 1997, S. 533 - 538. なお当該論文ではÖstOGH判決との比較検討もなされている。

このように幾多の判例や学説を巻き込んだこれらの論争は、それらを財団債権であるとした1998年10月22日独連邦行政裁判所判決¹⁹[リューネブルグ事件] (判例⑩)ならびに1999年2月10日独連邦行政裁判所判決²⁰[グライスフスヴァールド事件] (判例⑪)において、この点に限定するのであれば、なお異論はあるものの²¹、概ね終結したとされる。ただ、この行政法の側面から見た判例に対しては、破産法を担当する独連邦通常裁判所 (BGH) 第9民事部裁判官から多くの批判がなされ、その後も、1999年3月1日独連邦土壤汚染防止法 (Das Bundes Bodenschutzgesetz: BBodSchG) の完全施行による環境汚染防止への世間の関心²²とともに、行政裁判所の判例が続いた。例として、

- ・1999年10月22日カッセル上級行政裁判所決定²³ (判例⑫)、
- ・2000年9月29日ダルムシュタット行政裁判所決定²⁴ (判例⑬)
- ・2000年10月4日連邦行政裁判所決定²⁵ (判例⑭)

他方、1994年、独連邦裁判所第12民事部 (賃貸) は、賃借人に対する破産手続前の原因に基づきその開始決定後に生じた賃貸目的物汚染の除去費用請求権についても、その賃貸借契約解約後に賃借人が有する原状回復請求権の一環として、取戻権として構成していたが²⁶、そちらは2001年7月5日独連邦

¹⁹ BVerwG, Urt. vom 22. 10. 1998 - 7 C 38/97 (Lüneburg), Konkursverwalter als immissions-schutzrechtlich verantwortlicher Anlagenbetreiber - Aluminiumschmelze, NZI 1999, S. 37 = NJW 1999, S. 1416; WM 1999, S. 339; ZIP 1998, S. 2167.

²⁰ BVerwG, Urt. vom 10. 2. 1999 - 11 C 9/27 (Greifswald), Beseitigung einer Störung als Masseverbindlichkeit, NZI 1999, 246 = WM 1999, 818; ZIP 1999, S. 538; *Wolfgang Lüke/Holger Gesamtvoll Ass. Blenske*, Masseschuldcharakter der Ordnungspflicht des streckungsverwalters zur Beseitigung von Altlasten, EWiR 2000, S. 629.

²¹ 上記2つの判例をもってしても、未だ問題は全く終結していないとする見解について、*Karsten Schmidt*, „Altlasten in der Insolvenz“ unendliche Geschichte oder ausgeschriebenes Drama? ZIP 2000, S. 1913; *Christian Tetzlaff*, Altlasten in der Insolvenz, ZIP 2001, S. 10 - 20; *Alexander Höfner*, Möglichkeiten des Insolvenzverwalters zur Rückgängigmachung oder wirtschaftlichen Kompensation der Freigabe, ZIP 2000, S. 1517, 1518, Fußn. 14.

²² *Georg Franz*, Insolvenzzrechtliche Probleme der Altlastenhaftung nach dem Bundes Bodenschutzgesetz (BBodSchG), NZI 2000, S. 10 - 15.

²³ VGH Kassel, Beschl. vom 22. 10. 1999 - 8 TE 4371/96, NZI 2000, S. 47.

²⁴ VG Darmstadt, Beschl. vom 29. 09. 2000 - 3 G 1777/00 (3), ZIP 2000, S. 2077.

²⁵ BVerwG, Beshl. vom 4. 10. 2000 - BverwG 11 B 5200 (OVG Lüneburg), EWiR 2003, S. 535. 当該判決は、2000年2月10日リューネブルグ上級行政裁判所判決の上告審。

²⁶ BGH, Urt. Vom 5. 10. 1994 - XII ZR 53 - 93 (OLG Nürnberg, LG Nüruberg-Fürth) mit Anmerkung von Prof. Dr. *Walter Gerhardt*, ZZP 108 (3), S. 382 - 396, 392 ff. = WM 1994, S. 2130 = WuB VI B. § 43 KO 1. 95 [Hess].

裁判所(第9民事部)判決[ナウムブルグ事件]²⁷(判例⑮)により、変更され、賃貸人は、上記賃貸目的物の汚染物質除去費用請求権を単に破産債権として行使し得るに過ぎないと解されている。

その後も、2004年と2009年に重要な判例が相次ぎ、前半の2004年には、① 2004年2月26日オーストリア高等裁判所判決²⁸(判例⑯)、② 2004年7月22日独連邦行政裁判所判決²⁹(判例⑰)に続き、③ 破産手続開始後に生じた汚染除去費用を破産債権とした2004年9月23日独連邦行政裁判所判例³⁰(判例⑱)、そして、それらの約5年後となる2009年には、④ 2009年4月20日カッセル高等行政裁判所判決³¹(判例⑲)、⑤ 2009年9月11日カッセル高等行政裁判所判決³²(判例⑳)、⑥ 2009年12月3日リュエネブルグ上級行政裁判所決定³³(判例㉑)等が注目を集めた。なお、2006年以降は、温室効果ガス排出物規制法(Das Treibhausgas- Emissionshandelsgesetz : TEHG)と管財人の義務について考察する論文³⁴なども見られるようになる。興味深い諸問題は多々あるものの、行政法と倒産法、そして民法上の賃貸借契約、これらの狭間で燻る諸問題は別稿に譲り、ここでは、まず後世の議論に大きく影響を与えた前述の独連邦行政裁判所の2判例(判例⑩⑪)を採り上げたい。なお、本稿にて採り上げた判例については、本稿末の判例一覧表参照のこと。

²⁷ BGH, Urt. vom 5. 7. 2001 - IX ZR 327/99(Naumburg), WM 2001, S. 1574 = JuS 2002, S. 83, WuB VI C. § 47 InsO 1.02 [Wenzel], Lwowski/Tetzlaff, ZfIR 2002, S. 265, Lwowski/Tatzlaff, Umweltaltlasten in der Insolvenz und gesicherte Gläubiger - Erste Ansätze für eine „massenfremdliche“ Rechtsprechung der Verwaltungsgerichte, WM 2005 (Heft20), S. 921, 925.

²⁸ OGH Österreich, Urt. v. 26. 2. 2004 - 8 Ob 155/03g, EWIR 2004, S. 1039. 当該事案につき、Lwowski/Tatzlaff, 前掲注(6), WM 2005, S.921, 926 f.

²⁹ BVerwG, Urt. vom 22. 7. 2004 - 7 C 17. 03, ZIP 2004, S. 1766. 当該事案につき、Lwowski/Tatzlaff, 前掲注(6), WM 2005, S.921, 925 f.

³⁰ BVerwG, Urt. vom 23. 9. 2004 - 7 C 22. 03, WM 2005, S.233. 当該事案につき、Lwowski/Tatzlaff, 前掲注(6), WM 2005, S.921, 927 f.

³¹ VGH Kassel, Beshl. vom 20. 4. 2009 - 7 B 838/09, NJW 2010, S. 695, ZIP 2010, S. 92.

³² VGH Kassel, Beshl. vom 11. 9. 2009 - 8 B 1712/09, NJW 2010, S. 1545. 当該事案につき、Karsten Schmidt, Keine Ordnungspflicht des Insolvenzverwalters? Die Verwaltungsrechtsprechung als staatliche Insolvenzbeihilfe für Umweltkosten, NJW 2010, S. 1489.

³³ OVG Lüneburg, Beshl. vom 3. 12. 2009 - 7 ME 55/09, NJW 2010, S. 1546. Abfallrechtliche Entsorgungspflicht des Insolvenzverwalters (倒産管理者の廃棄物処理義務)。当該判例に関して、Karsten Schmidt, 前掲注(32), NJW 2010, S. 1489.

³⁴ Kai Köhn, Pflicht zur Abgabe vom Emissionsberechtigungen im Insolvenzverfahren, ZIP 2006, S. 2015.

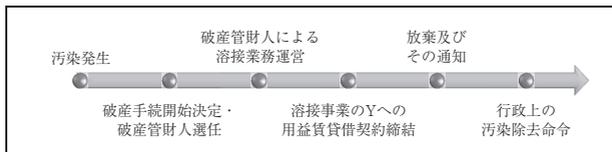
第2節 1998年10月22独連邦行政裁判所日判決 [リューネブルグ事件]³⁵
(判例^⑩)

第1項 事案の概要

アルミニウムの溶接業を営む女性経営者Aの財産に対し破産手続が開始された後、その管財人Xがさしあたり破産者の事業を引き継いだ(事業自体は、A破産手続開始後も管財人のもと継続され、後に新設設立会社Yへ用益賃貸(verpachten)される。1999年1月1日より施行される清算及び再建型両手続を含有する統一型の独倒産法への過渡期であり、既に新倒産法を見据えた司法運営がされている可能性がある)。破産者の破産手続開始前に破産者の事業地上で付随的に発生したダイオキシンを含む1900トンの濾過残留物は、破産者の事業地に隣接する別企業Bの製造庫に(AB間における製造庫の賃貸借契約の元に)積み上げられており、その後、このB所有財産に対しても破産手続が開始された(おそらくBの破産手続の管財人もX)。Aの破産手続開始後に新たに発生したダイオキシンを含んだ濾過残留物は、管財人Xにより、ごみ集積場にて処理された。

Aの破産手続開始から2か月後、管財人Xが、Aから引き継いだアルミニウム溶接事業を、新たに設立した会社Yに用益賃貸する際、その契約書上、Aの破産手続開始前に発生した濾過残留物が積み上げられているBが所有する製造庫は、契約の対象とはされていなかった。さらにXは、AB間における製造庫の賃貸借契約を解約し、当該製造庫を所有者たるBの破産財団から放棄したうえで、その旨について裁判所へ通知した。その後、Xは、濾過残留物を廃棄しその除去費用を負担すべしとする独連邦汚染防止法上の汚染廃棄物除去命令に対し、異議を申し立てた。

【時系列】³⁶



³⁵ BVerwG, Urt. vom 22. 10. 1998 - 7 C 38/97 (Lüneburg), Konkursverwalter als immissionschutzrechtlich verantwortlicher Anlagenbetreiber - Aluminiumschmelze, NZI 1999, S. 37 = NJW 1999, S. 1416; WM 1999, S. 339; ZIP 1998, S. 2167.

³⁶ 各事項の時系列は、明確でない部分もあるが、概ねこのような順序であると解することができる。

Xの主張：Yへの溶接事業の用益賃貸後に、ダイオキシンを含む濾過残留物が積み上げられているBの製造庫を破産財団から放棄する旨の通知をしているため、独連邦汚染防止法第5条1項3号における許認可施設の事業者が負うべき汚染物除去義務を負わない。

Yの主張：(ダイオキシンを含む濾過残留物が積み上げられているBの製造庫はもともとXC間におけるアルミニウム溶接事業の用益賃貸借契約の対象とはされておらず)アルミニウム溶接事業の用益賃貸借契約後になされた代執行命令は、独連邦汚染防止法第17条1項1号【事後命令】に基づく認可をもってその義務を免れ得るため、Yは同上5条1項3号における許認可施設の事業者が負うべき汚染物除去義務を負わず、当該代執行は破産財団の負担において履行されるべきである。Xは、管財人として、破産債務者Aに代わり、濾過物の除去に対し責任を負う。管財人Xは、それが保管されているB製造庫を破産財団から放棄することによっては、その責任を免れない。なぜなら、当該義務は濾過残留物の所有権に付着しているのではなく、当該施設の事業に基づく義務であるからである。

第一、二審ともにXの請求を棄却、Xが上告。

Xの上告理由：汚染除去義務及びそれに関する求償権等は、i) 破産手続開始前に既に生じているものは破産債権として、独破産法第3条1項に基づき破産債権表に記載され、i) 破産手続開始後に生じたものは財団債権(独破産法 第59条1項)として取り扱われるべきである。それによると、本件では、i) 破産手続開始時に既に発生していたダイオキシンを含む1900トンの濾過残留物の除去費用は、破産手続開始前の原因に基づく債務、すなわち破産債務となるため、代執行業者又は国・地方公共団体が低又は無配当の負担を負うこととなり、Xが責任を負うのは、ii) 破産手続開始後にXの元で操業された事業により発生した濾過残留物の除去費用のみが財団債務となり、Xが負担することとなる。

Yの主張：環境汚染物の除去費用が破産債務または財団債務のいずれに該当するかは、環境上危険な状態が何時生じたかで判断すべきであり、危険発生前に生じたものは破産債務、危険発生後に生じたものは財団債権となる。環境上の危険の発生の有無は、破産手続開始決定とは別のファクターである。環境上の義務に関する代執行等の行政行為は、独民訴法第240条に基づく倒産手続開始による訴訟中断効の適用対象外であり、倒産手続開始決定によって中断されるものではない。本件において、代執行費用は、危険状態の発生後に生じたものと解せるため、財団債務となり、管財人であるXが負担すべきである。本件では、上記i)及びii)ともにXの負担とすべき。

第2項 判決

Xの上告棄却。

管財人Xが、破産債務者が従事する独連邦汚染防止法上の許認可事業を継続する場合、Xは、当該事業の事業者として、同法第5条1項3号の条件に適合する環境汚染廃棄物を除去する責任を有し、その責任はYへのアルミニウム溶接事業の用益賃貸借をもってしても免脱されない。

第3項 解説

1. 破産手続上、破産手続開始「前」に発生した環境汚染廃棄物につき、管財人Xは、独連邦汚染防止法第5条1項3号の汚染除去義務を負うべき「事業主(Anlagebetreiber)」に該当するか？：

破産手続開始前の女性経営者Aがその「事業主」に該当することについては争いが無いが、本件では、破産手続開始後、Yへの用益賃貸借以前、一時的に管財人Xがその事業を担っていたことから、Xもその「事業主」に該当するとされた。また、当該判例によれば、Xは、自身の経営下において発生した濾過残留物のみならず、破産手続開始前にA経営の下で既に発生していた1900トンの濾過残留物についても、破産法上の管理処分権の移行によりXがAから事業を「無制限で」譲り受けたものとして、Aがその義務を履行しない限り、同法上の除去責任を有する。この「破産手続開始前に発生した濾過残留物に関する管財人の独連邦汚染防止法第5条1項3号に基づく除去義務」の有無は、本件における主要な論点の1つであるが、その義務を負うべき「事業

主」を、「効果的に危険を回避すべき者(der effektive Gefahrenabwehr)」と捉え、管財人は、破産手続開始前に発生した汚染廃棄物の除去責任をも負い、その後に当該事業が用益賃借人Yに賃借されたことをもってしても、管財人の独連邦汚染防止法第5条1項3号の汚染廃棄物処理責任が免脱されるわけではないと解される。用益賃借人Yは、独連邦汚染防止法における許認可施設の事業者とは認められず、管財人Xが有する濾過残留物の除去義務を引き継ぐものではない。本件では、用益賃貸借契約によりYがXから譲受した目的物は、アルミニウム溶接事業のみであると認められ、用益賃貸借契約の対象物から1900トンの濾過残留物があるB製造庫が排除されていることから、B製造庫が用益賃貸借契約の目的物に含有されなかったことがその判断に影響しているとみられる。判決理由書でも、仮に用益賃貸借契約の対象物からB製造庫を除外したことが単に「表見的」なものであり、実際にはYが賃借していると考えられる場合であれば、Yに汚染廃棄物の除去責任が移行する旨が述べられている。

2. 環境債務の性質：

代執行命令が破産手続開始決定前又は後に発令されたかを問わず、破産手続開始後に代執行処分がなされた場合、代執行によって生じる費用(代執行費用)もまた破産手続開始後に生じた金銭債権であり、管財人の行為に基づいて生じた財団債務(独破産法第59条1項1号)に該当する。

3. 放棄による管財人の環境責任の免脱可能性：

判決では、管財人は、彼が有する独連邦汚染防止法第5条1項3号における汚染廃棄物処理責任を、汚染廃棄物が保管されている施設を破産財団から放棄することをもっては免れ得ないとされた。その理由としては、独連邦汚染防止法上の汚染廃棄物処理責任は、管財人が破産財団からの放棄を持って免脱し得る管理処分権に基づくのではなく、許認可施設の事業主としての地位に基づくものであり、破産法上の放棄の通知による影響を受けるものではないとされた。

本件では、管財人Xは、1900トンの濾過残留物が保管されているB所有の製造庫の賃貸借契約を解約したうえで破産財団から放棄し、かつ放棄の通知をしたものの、X自身の事業主たる地位を理由に、汚染物除去責任を免れ得ないとされたものである。ただし、本件のように、賃貸借土地・物上に放置

された汚染物の処理およびその放棄については、汚染廃棄物が破産者の所有物上に保管されている場合とは異なる考慮が必要であり、この後の判例における主要な争点の1つとなるため、その詳細は別稿にて改めて述べる。

本件では、重ねて、仮に管財人Xがでは汚染物及びそのB所有の製造車のような保管物単体の放棄ではなく、事業施設そのものを全部まとめて放棄した場合はどうなるのかも問題とされた。当該判決は、全事業施設が放棄されれば、管財人が独連邦污染防治法第5条の責任を免れることを認めつつも、本件においては、Xが、Cとの用益契約において、Aのアルミニウム溶接事業施設全体をCに用益貸しているものではないことから、Xの当該責任を免除しなかった。全事業施設の放棄の場合における、管財人の責任免除を認めたとようにも解せるが、他の争点に関する当該判例の姿勢と併せて考慮すると、この場合も、免除されるのは、破産債務者から管財人に移行した管理処分権に基づく部分のみであり、管財人自らの認可施設の事業主としての地位に基づく部分は、免除されないと解するべきである。

第3節 1999年2月10日独連邦行政裁判所判決〔グライスフスヴァルド事件〕³⁷ (判例①)

第1項 事案の概要

1992年6月1日、建設・土地改良事業を営むA会社の破産手続開始決定がなされ、管財人Xが選任された。Aが所有する土地には、飲料水域I・IIとともに、油保管庫・廃油保管庫があり、1993年8月4日にその油を原因とする損害が確認されたものの、その発生から2日以内に除去された(第1次汚染除去)。

しかし、その後に行われた地下調査により、地下水に汚染物質が混入している(第2次汚染発覚)ことが判明したことから、1993年8月12日の決定により、Xは、油保管庫・廃油保管庫の撤廃、それら保管庫の下にあるコンクリート面の開封、並びに汚染された地下部分の取替えによる除去、もしくはその代わりに25万ドルと予想されるXの費用負担のもと適当な地下洗浄を行

³⁷ BVerwG, Urt. vom 10. 2. 1999 – 11 C 9/27 (Greifswald), Beseitigung einer Störung als Masseverbindlichkeit, NZI 1999, S. 246 = WM 1999, S. 818 ; ZIP 1999, S. 538 ; Wolfgang Lüke/Holger Ass. Blenske, Masseschuldcharakter der Ordnungspflicht des Gesamtvollstreckungsverwalters zur Beseitigung von Altlasten, EWIR 2000, S. 629.

うべきことを命ぜられた。

それに対し、Xは、異議を申し立てた後、訴訟に移行し、それらの汚染除去並びに費用負担の義務の不存在確認請求訴訟を提起したものの、第一審、控訴審ともに、Xの請求が棄却されたため、Xが上告。

本件では、管財人Xが、A会社の再建のため、Aが所有する汚染土地上の汚染を除去した上で、それをAに返還することを目的としていたため、再建目的で、破産財団に属するある一定の財産を放棄することが、認められるか否かも重ねて争点とされている。

【時系列】



第2項 判決

Xの上告棄却

管財人Xに対してなされた破産財団帰属財産を原因とする汚染の除去請求は、i) 当該汚染の発生時期(汚染発生が破産手続開始決定の前なのか後なのか)、ii) 破産者に既に要求されたのか、それともこれから要求される権利なのか、そしてiii) 管財人が破産財団に属する目的物をどのような目的で占有するのかを問わず、破産債権ではなく、財団債権として取り扱わなければならない。

第3項 解説

一概に破産債務者を名宛人とする汚染除去命令の発令事案といえども、実際には、破産手続開始決定、汚染除去命令の発令とその履行等の時系列により、多くのパターンが考えられ、複雑である。その時系列で問題となり得るのは、i) 汚染の発生時期が破産手続開始決定の前なのか後なのか、ii) 環境法上の汚染除去命令等が既に破産手続開始決定前に発令されていたのか、それともその後なのか、仮にそれが破産手続開始決定前に発令されていたとして、債務者は、破産手続開始決定前に、債務者自身又は行政・その他の第三者によってそれを履行していたのか等、である。先例も、それらの時系列により、結論を異にするものが少なくなかった。

しかし、当該判決は、それらの時系列に囚われることなく、これらの債務を全て財団債務とした点で注目された。そこでは、所管行政局の対応は慢性的に遅れがちであり、行政側の理由で偶然に破産手続開始決定後に発令された汚染除去命令に関する債務のみを財団債務として、破産手続開始決定前になされた破産債務としてのものより優劣的に取り扱うべき理由がないこと、また発令自体は破産手続開始前にされている場合であっても、破産手続開始決定後まで未履行のまま放置されていることも少なくないことが理由として挙げられている³⁸。

当該判決はまた、環境法と倒産法、このように領域が異なる法体系に跨がる事案において、その債務を一方の法体系、すなわち倒産法、の枠組みにおいて破産債務や財団債務として序列することは、立法者の意思に反し、またそれ自体新たな立法行為に該当してしまうと危惧する。これは、1983年10月19日独連邦行政裁判所判決³⁹(判例㉒)において、連邦労働裁判所が、労働者が有する損失補償のための社会計画債権を、独破産法第61条【破産債権の順位】の規定とは異なるものの、同条1項1号に該当する債権であるとし、破産法の立法者とは異なる解釈をした⁴⁰時代とは、隔世の感がある。

しかしながら、当該判例は、破産財団を原因とする汚染の危険を、公庫支出等により市民の財政的負担のもとに除去し、破産者債権者をより高い配当率で優遇するといったことまで憲法は求めておらず、それは、管財人の目的が債務者の再建であっても変わるところがないとしたうえで、前述の1998年10月22日独連邦行政裁判所判決(判例㉑)を引用し、環境法上における管財人の行政(汚染除去)責任は、破産債務ではなく、財団債務として取り扱われるべきであり、それゆえ破産債務者が有するような無制限かつ個人的な責任ではなく、破産財団に限定されるものであるとした⁴¹。

当該判例は、また代執行費用についても、同判例㉑を引用し、行政上の義務の履行に関する費用を、執行費用や破産手続費用と別異に取り扱うべきではないとして、破産債務ではなく、財団債務であるとした⁴²。

なお、管財人Xが汚染不動産を破産財団から放棄することにより、行政法

³⁸ NZI 1999, S. 247, 前掲注(37).

³⁹ BVerfGE 65, 182 = NJW 1984, S. 475.

⁴⁰ NZI 1999, S. 247, 前掲注(37).

⁴¹ NZI 1999 S. 37 = NVwZ 1999, S. 2999 [L] = ZIP 1998, S. 2167.

⁴² NZI 1999, S. 247, 前掲注(37); NZI 1999, S. 37, 前掲注(41).

上の責任を免れ得るのかという点については、控訴審において傍論 (obiter dictum) として述べられているに過ぎないとし、上告審判決において判示する必要はないとされ、その認否が示されなかった。

【各請求権の種別及び性質に関する見解】

			破産手続開始「前」の原因に基づいて発生したもの	破産手続開始「後」の原因に基づいて発生したもの
汚染除去前	①管財人を名宛人とする行政上の義務履行請求権 (例：廃棄物除去命令等)	判例	財団債権	
汚染除去後	②管財人に代わり汚染物質を除去した行政の代執行費用請求権	判例	財団債権	

このように、これら環境法上の汚染除去義務に関する債務の性質及び倒産法上における取扱いに関する重要な先例といえる上記2判例を採り上げた独論文⁴³は少なくないが、この2つの判例を契機とする2000年代初頭以降の判例及びその後の学説の変移につき我国では余り紹介されていないため、改めて別の機会にて、掘り下げて考えてみたいと思う。上述のように、当該問題は、これら2判例をもってしても終局していないとする見方も有り、興味深い。汚染除去債務の性質論に関しては問題が多岐に亘るが故に、本稿では、以後、③ 権利放棄に基づく管財人の公害行政上の義務の免脱可能性に中心に取り扱うものとする。

なお、実務では、破産手続開始前の原因に基づく汚染除去債務につき、これら2つの判例以前の諸説百花繚乱期においても、破産法上の原則に基づき、破産債務として取り扱うことが好まれた。なぜなら、そう解することで、汚

⁴³ この点については、Hans-Jürgen Lwowski/Christian Tetzlaff: Umweltrisiken und Altlasten in der Insolvenz (Beck Verlag, 2002) 等参照。

染除去費用が汚染財産の換価額を上回ると予想される場合や、換価が困難な汚染財産の場合、破産債権者への配当率を上昇させるため、放棄という手段をもって、汚染財産を破産財団から除外することが理論的に導き易かったからである⁴⁴。しかし、判例が明確に、破産手続開始決定前の原因に基づく汚染の除去債務並びにその代執行費用債務も財団債務としたことで、破産者財産の管理処分権を有する管財人が有する環境関連債務の除去責任がより重くなり、破産債権者への高配当率の確保といった理由で、汚染財産を破産財団から放棄をもって除外することが理論的にも難しくなった。そのため、破産手続開始前の原因に基づく汚染の除去債務を財団債務とすることは、研究者よりも、むしろ実際に管財人としての任務を司る弁護士からの反対意見が多い⁴⁵。そして弁護士を中心に、たとえそれが財団債務であるとしても、破産手続の成功、それに伴う破産者の再建等のために、何とか放棄という手段をもって汚染財産を破産財団から除外し得ないかという理論の履行錯誤が当該判例後に繰り返し広げられることになる。

第4節 「放棄」の意味 - 管財人による権利放棄の本質 -

本稿では、我国破産法第78条2項12号及び破産法規則第56条第2文における管財人の「権利の放棄」との文言から、「放棄」という用語を用いているが、独倒産法では初期の判例では「Entlassung」、そして現在は「Freigabe」（独倒産法 第32条1項3号）という言葉が用いられており、和訳では「Entlassung」「Freigabe」ともに「解放」と訳されることが多い。しかし、「Freigabe」が、独民法第875条【(土地に関する)権利放棄：Aufhebung】や同法第928条1項【(土地)所有権の放棄：Verzicht】という法律用語とは異なる、一般的・事実的用語として捉えられていることから、当初は、管財人による権利放棄の可否の前提問題として、「Freigabe」が何を意味するのか、が論ぜられた⁴⁶。

その「Freigabe」の解釈に際し、管財人による権利放棄とは、i)「破産財団

⁴⁴ この点、一般的に破産手続開始前の原因に基づく汚染の除去債務を破産債権と解しつつ、企業及び破産管財人の環境保護義務から、汚染財産の破産財団からの放棄は行われるべきではないし、また裁判所によって認めら得るべきではないと解される我国における多数的見解とは異なる（詳細は後述）。

⁴⁵ 例えば、前述のグライフスヴァルド高等行政裁判所判決に対する、*Wilmowsky*, 前掲注(17), ZIP 1997, S. 1445参照。

⁴⁶ 近藤、前掲注(4)、法研論集71号164-169頁。

に属する財産を財団から除外し破産者の自由財産とする目的でなされる管理処分権の放棄(解放)」と、ii)「破産財団に属する財産上の権利それ自体の消滅を目的とする放棄(実体的権利の放棄)」のいずれか一方あるいはその双方を意味するか、が問題とされたが、ドイツの当時における支配的見解によれば、前者のi)管理処分権の放棄(解放)のみを指すとされた⁴⁷。本稿における「放棄」もまた前者を指す。ただ、その両者の区別が明確にされていないままに、いわゆる放棄の可否が論ぜられている場合も多い。本稿においては、用語統一による明瞭化のため、Freigabeの訳として多用される「解放」ではなく、独・日、双方において、「放棄」の語を用いることとする。

第5節 自然人破産と法人破産、並びに有限責任会社の破産における相違点

なお、一般論として、管財人による権利放棄の可否を考える際、債務者が自然人なのか法人なのかによりその帰趨は大きく異なる。なぜなら、法人破産の場合、破産手続開始後、破産者である法人は清算の目的を達する範囲においてのみ法人格を有するに過ぎず、役員もその地位を喪失しているため、管財人が財産を放棄したとしても、その放棄された財産を管理処分する主体が不在となる。そのため、破産財団からの放棄が認められるのは非常に例外的な場合に限られると解される。しかし、i)換価価値はあるがその管理・維持費用が膨大で、仮に換価処分できたとしても、その売却益が管理・維持費用を下回る場合、及びii)換価価値が無く、廃棄処分するにも、破産財団がその廃棄処分費用を捻出できない場合等、限定的な事案に限り、例外的に法人破産の場合であっても、当該財産の破産財団からの放棄が裁判所によって認められる余地はある。その際は、債権者などの利害関係人の申立てにより、清算人が選任され、放棄された財産の管理・処分は清算人によってなされ得るとされる。

ドイツでは1877年2月10日に制定(RGBl. S. 351)され、1898年5月20日に公布(RGBl. S. 612)された清算型の独破産法(Die Konkursordnung)に代わり、倒産主体が自然人か法人か、そしてその規模を問わず、また清算型・再建型の双方を含む統一型の独倒産法(Die Insolvenzordnung)、が1994年10月5日に公布(BGBl. IS. 1013)され、1999年1月1日より施行されている。当初、管財

⁴⁷ 近藤、前掲注(4)、法研論集71号164-169頁。

人の環境汚染物除去責任とその免脱の問題につき、倒産者が個人か法人かに着目して論じられることは多くはなかったが、2002年あたりから、その相違について論ずる判例が出始めた。以下では、独新倒産法下において、①法人破産の場合にその免脱が認められるか否かにつき触れた独連邦通常裁判所 (BGH) 判例を、そして環境汚染物除去責任とは直接の関係を有しないものの、余り論じられてこなかった②有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung: GmbH-Gesellschaft) の破産財団からの放棄の可否に関する判例をとりあげる。

① 法人破産の場合：2002年4月18日独連邦通常裁判所判決⁴⁸ (判例²³)

【事案】

農業施設所有者Xが所有する甲土地に、A法人 (LPG) が1964年に建築許可に基づき穀物倉を建設し事業を行っていたものの、当該穀物倉はメンテナンスを行ったため経年劣化に伴い使用不可となり放置されている状態である。1995年11月1日に、A法人の破産手続が開始され、Yが管財人に選任された。1998年に、XがYに対し、穀物倉が建設されている甲土地の購入、もしくは (甲土地の賃貸借契約解約後の目的物の原状回復義務に基づく) 穀物倉の撤去を要求したところ、Yは、穀物倉がもはや使用不可であることを理由として、穀物倉をA法人の破産財団から放棄し穀物倉の撤去義務を免れようとした。そこでX・Y間において、①劣化した当該穀物倉の撤去とその費用支払義務の帰趨について争われた際、その判決理由において、②破産者が法人の場合に、穀物倉の破産財団からの放棄が認められるかについても触れられた。独連邦通常裁判所では、未だ行政局から環境法に基づく環境汚染物除去命令等が発令されている段階ではないが、賃貸借契約の目的物自体が汚染されるか、(そして/) もしくはその目的物がこれから環境汚染を引き起こしかねないにもかかわらず、その契約当事者の一方が破産した場合に、その環境汚染物除去およびその費用支払義務をめぐる民事訴訟というかたちで、同問題が表面化するケースが多い。

⁴⁸ BGH, Urt. vom 18. 4. 2002 - IX ZR 161/01 (Brandenburg), NZI 2002, S. 425.

【判決・解説】

控訴審は、(原状回復義務としての)目的物取去義務の対象となる破産者の財産を、法人である破産者の破産財団から放棄することを認めたとうえで、Xの原状回復請求権はむしろ取戻権や財団債権として取り扱われるべきであるとした。

それに対し、上告審では、破産者が法人である場合、法人である破産者の破産財団から(原状回復義務としての)目的物取去義務の対象となる破産者の財産を放棄することは認められないとされた。その理由として、「破産財団に属する財産上の権利それ自体の消滅を目的とする放棄(実体的権利の放棄)」は認められるが、「破産財団に属する財産を財団から除外し破産者の自由財産とする目的でなされる管理処分権の放棄(解放)」は認められないとされた⁴⁹。

② 有限責任会社の破産の場合：2003年7月25日カールスルーエ高等裁判所中間判決⁵⁰(判例②)

【事案の概要】

建設業に関する有限会社(GmbH⁵¹)Aを営む原告X(妻)は、独連邦(被告Y)に対し、Xが外国人派遣社員を不法に就労させたことに関して科料処分を受けたとの記事により、1997年から1999年の間に計620万マルクに相当する損害を被ったとして損害賠償請求並びに今後の賠償責任の確定につき提訴した。Xの主張によれば、当該記事は、独連邦職員Bにより、その職務上の義務に反して公開されたものである。2001年11月8日、コンスタンツ地方裁判所が、Bに職務上の義務違反が認められないとしてXの請求を棄却したため、Xがカールスルーエ高等裁判所に控訴したのが本件である。

その後、2002年1月2日、簡易裁判所(倒産裁判所)Rが、Xの財産につき、独倒産法第21条、22条に基づき仮管財人Pを選任し、この選任に伴い、(破産)債務者の財産の管理処分に仮管財人の同意を必要とする旨、発令した。倒産裁判所Rは、2002年2月13日倒産手続開始決定をもって、Xの財産についての倒産手続を開始し、同時にPを管財人に選任した。また、Xが営む有限

⁴⁹ NZI 2002, S. 425, 前掲注(48).

⁵⁰ OLG Karlsruhe, Zwischenurt. vom 25. 07. 2003, - 14 U 207/01 rechtskräftig (LG Konstanz), ZIP 2003, S. 1510, Keine Freigabe aus Masse einer Personengesellschaft mit persönlich haftender insolventer GmbH-Gesellschaft.

⁵¹ GmbH: Die Gesellschaft mit beschränkter Haftung.

会社Aに対しても、倒産手続が開始されている。2002年4月5日における裁判所への訴答書面をもって、管財人Pは、Xが代表を務める有限会社Aの経営者であるX夫妻に関する2002年4月2日の債権者集会における決議に基づき、XY間における訴訟の訴訟物である債権を倒産財団から放棄した。またXは、2002年4月12日における訴答書面をもって、当該放棄をもって、管財人Pが、中断中のXY間の訴訟の受継を拒否しているものと解し、ゆえに倒産債務者であるX自ら当該訴訟を受継する(独倒産法第85条2項⁵²)旨を、倒産裁判所Rに通知した。さらに管財人Pは、X夫妻に対しても、2002年6月20日の訴答書面において、XY間における訴訟の訴訟物である当該債権の倒産財産からの放棄が債権表に記載され、同時に、倒産債務者Xが当該債権の管理処分権を取り戻すことにより、当該債権につき倒産法上の差押えを解くという“真の(echte)”放棄がなされたとして、これを通知した。本件は、Xが、XY間の訴訟の原告たる地位を受継したとして、上記損害賠償訴訟の原告たる地位を主張するのに対し、Yは放棄及びその効果につき争うことにより、Xの原告たる地位について争うものである。その中で、有限会社の放棄が認められるのか、が問題とされた。本件において注目すべきは、①有限会社と経営者双方の破産手続が開始されていることが、放棄の許諾の判断にどのような影響を与えるか、そして②有限会社の倒産の場合、放棄が認められるかである。

【判決】カールスルーエ高等裁判所：Xの請求を棄却

有限会社の経営者たる自然人の責任は出資の限度に制限され、それを超えて会社債権者に対して責任を負うのは支払不能の状態にある法人であるという種類の人的会社、すなわち有限会社の財産に対する倒産手続の場合、その倒産手続開始後、管財人による訴訟目的物の倒産財団からの放棄は認められない⁵³。

⁵² 独倒産法 第85条【能動訴訟の受継】[筆者による加筆]

第1項 管財人は、倒産手続開始の時点において[債務者が原告として]係属している倒産財団に属する財産に関する訴訟を、その訴訟の状態を維持したまま受継し得る。受継が遅延した場合、民事訴訟法第239条第2項から第4項を準用する。

第2項 管財人が訴訟の受継を拒否した場合、債務者並びに相手方は訴訟を受継し得る。

⁵³ 当該判決はまた、独倒産法第21条の保全処分により、債務者の一般的処分禁止ではなく、単に仮管財人に同条第2項第2号による債務者の処分に際する同意を得ることの命令がなされたに過ぎない場合は、仮管財人の選任をもってしても独倒産法第240条に基づく係属中の訴訟の中断効は生じないとした。ただし、本件では、その後、仮管財人は、管財人に選任されているため、その時点においては、係属訴訟の中断効は生じている。

【解説】

本件では、まず①の点につき、有限会社とその経営者の双方について破産手続が開始されていることから、有限責任しか負わない有限会社の経営者が倒産し、かつその有限会社自体も支払不能の状態にある場合、管財人による倒産財団からの債務者財産の放棄は認められないとの立法者及び裁判所倒産部による見解に基づき、放棄が認められない結果、未だ管財人PがXY間の訴訟における原告と解されるため、Xはその原告たる地位を受継しないとされた。立法者及び倒産部の見解に寄れば、有限会社の財産に対する倒産手続においては、「経営者が有限責任しか負わず、責任を負うべき有限会社自体が支払不能の状態にある場合」⁵⁴、管財人は、倒産財団(倒産財団に属する倒産債務者の財産に関する訴訟の訴訟物をも含む)に属する債務者財産を放棄することができないとされている。本件も、それに従ったものである。

本件で、Xが原告たる地位の受継および訴訟物(債権)の破産財団からの放棄が認められる根拠として主張した独倒産法第85条2項は、倒産手続開始後、管財人が訴訟の受継を拒否した場合に、債務者並びに相手方に訴訟の受継を認めるもので、独旧破産法第10項第2項⁵⁵に該当するものである。ゆえに、法人破産の場合における放棄に関し、旧独破産法から新倒産法への移行に伴う解釈の転換の有無が問題とされた。当時の立法趣旨及び多数的見解によれば、旧独破産法第10項2項に関し、法人破産の場合、例えば法人がその破産手続開始後に商法上の規定⁵⁶によって解散されたとしても、その清算の範囲内において、破産財団や管財人の責任に属しない債務者財産に関する訴訟については、当該財産を破産財団から放棄し、その管理処分権を法人自身に再移行させることにより、引き続き法人自身がその当事者としての地位を担うべき、だと解され、法人破産の場合においても破産財団からの放棄を認めていた⁵⁷。そして、当時、それに対する少数意見として、破産者の財産を破

⁵⁴ ZIP 2003, S. 1512 Entscheidungsgründe 2. a).

⁵⁵ 独破産法 第10条【訴訟の受継】

第1項 管財人は、破産手続開始の時点において債務者を原告として係属中の破産財団に属する財産に関する訴訟を、その訴訟の状態を維持したまま受継し得る。受継が遅延したときは、民事訴訟法第239条を準用する。

第2項 管財人が訴訟の受継を拒否した場合、債務者並びに相手方は訴訟を受継することができる。

⁵⁶ 合資会社の場合、独商法第131条1項3号、第161条2項。

⁵⁷ LG Osnabrück, Besch. Vom 24. 9. 1993 - 9 O 177/90, dazu EWiR § 10 KO 1/94, S. 165 [Pape].

産財団から放棄し得るのは、破産者が自然人である場合に限定されるべきであるというシュミットや⁵⁸プルタの見解⁵⁹がある。

しかし、独倒産法施行後、学説は、自然人倒産の場合のみでなく、広く法人倒産の場合においても倒産財団からの放棄が認められるとの方向に動き出す⁶⁰。それらの学説は、旧破産法第10項2項における解釈が新倒産法下においても適用されるとし、独倒産法第85条2項が、その文言上、債務者が自然人か法人かを区別していないことを理由に、債務者が自然人か法人かを問わず、倒産財団からの放棄が認められると主張する。このように放棄肯定説が学説の多数を占める中、有限会社及びその経営者の破産という当該判例は、独倒産法下において、法人倒産、とりわけ人的法人 (die Personengesellschaft) の倒産における放棄について裁判所がどのような判断を下すのか、その裁判所の姿勢を垣間見ることができるところでも非常に興味深い。周知のごとく、有限会社とは、会社に対し原則として出資の金額を限度とする責任を負い、会社債権者に対して何らの責任を負わない社員によって構成された中小規模の社団法人をいう。我国では、ドイツの有限責任会社法 (1892年) に倣い、1938年 (昭和13年) に採用され、社員の責任を有限とする物的会社の特色に、人的会社の要素を加味した中間的な企業形態として認められていたが、2005年 (平成17年) における会社法の制定 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 = 整備法、平成17年法律第87号) に伴い廃止され、株式会社に一本化されたため、現在は従来から存続する有限会社が会社法上株式会社の一形態と

⁵⁸ *Karsten Schmidt*, Unterbrechung und Fortsetzung von Prozessen im Konkurs einer Handelsgesellschaft – Fragen und Thesen zu §§ 240 ZPO, 10 ff. KO (96 ff. InsO), KTS 1994, S. 309 ff. オスナブルック地方裁判所の1993年9月24日決定 (LG Osnabrück, Beshl. V. 24. 9. 1993 – 9 O 177/90, KTS 1994, S. 196, NdsRpfl 1993, S. 364) に関する批判的見解として。同決定は、有限会社の破産手続開始決定に基づく解散後も、当該有限会社の機関が、破産財団並びに破産管財人の責任に属しない財産を引き続き管理し得ることを認めたものである。同判例の詳細については、*Pape*, EWiR 1994, S. 165 を参照のこと。当該判例に対し、*Pape* が肯定的に捉えた (同, S. 166) のとは対照的に、*Schmidt* はそれを否定的に捉え、問題提起を行っている。

⁵⁹ *Michael Pluta*, EWiR 1996, S. 265 f. 法人破産の事案において、包括執行法 (Die Gesamtvollstreckungsordnung: GesO) 第8条2項に基によれば、包括執行管財人は破産財団に属する財産を放棄する権限を有し、それは法人破産の場合であっても同様であるとしたケムニッツ地方裁判所の1995年11月15日判決に関する評釈にて、法人破産の場合、包括執行管財人による放棄宣言は認められるべきではないとして、判決に対する批判的見解を展開。LG Chemnitz, Urt. V. 15. 11. 1995 – 9 O 3353/94, ZIP 1995, S. 2007. その論拠として、法人は倒産手続後には解散されることから、放棄により破産財団から除外された債務者財産はどこに帰属するのか等が挙げられている。

⁶⁰ *Pape/Uhlenbruck*, Insolvenzrecht, 2002, Rz. 494.

して、名称はそのままに継続するのみとなっている。

当該判決によれば、有限責任しか負わない経営者が倒産し、責任を負うべき法人自体も支払不能の状態にあるか、既に倒産している場合には、管財人による倒産財団からの財産の放棄が認められない。また、立法者及び裁判所倒産部による見解によれば、倒産財団からの財産の放棄が認められるのは、債権者に対し、i) 自然人が責任を負っている場合、又は、ii) 支払不能の状態に陥っていない法人が責任を負っている場合に限定される⁶¹。これを読み解くと、共通の見解として、①自然人の倒産、②合名会社 (die offene Handelsgesellschaft: OHG) や合資会社 (die kommanditgesellschaft: KG) など、経営者が会社債権者に対して直接・連帯・無限責任を負う人的会社においては、その倒産財団に属する財産の放棄が認められるが、③社員の責任がその出資の限度に制限される有限会社の場合は、経営者個人の破産に際し、法人自体も支払不能であれば、放棄が認められないが、非常に稀ではあるものの、法人自体は支払不能でなければ、放棄が認められる余地があると解し得る。そうすると、④社員の所有と経営が分離されている株式会社等の物的会社では、物的会社の倒産の場合に、経営者個人の破産手続開始や支払能力の有無を問わず、物的会社自体の性質から放棄の有無を論ずることができようが、これに関しては、当該判例の射程範囲外であるといえよう。

【放棄の可否】

倒産主体	判例、立法者・倒産部の見解		学説	
	法人支払可能	法人支払不能	放棄積極派	放棄制限・消極派 シュミット等
物的会社	×	×	○	×
有限会社	○	×	○	×
人的会社	○		○	×
自然人	○		○	○

⁶¹ ZIP 1994, S. 1512, Entscheidungsgründe 2. bb) [Richter am OLG Dr. Ernst-Friedrich Krauß, Karlsruhe].

このように独倒産法下で、法人破産に関し、学説の多くが放棄肯定説である一方で、当該判決が採用した立法者及び倒産部の見解は、有限会社及びその経営者の倒産手続において、法人自体が支払不能である場合には、放棄を認めないという、以前の少数意見に近い立場を示している⁶²。その背景にあるのは、新倒産法立法者の明らかな趣旨⁶³として、①新倒産手続の目的とは、倒産手続が開始された法人の「完全な処理 (vollständig abzuwickeln)」であり、法人倒産において、会社法上の清算を倒産手続内の清算と結びつけることが回避されねばならぬこと、そして、②再建計画が作成されない場合、法人は、倒産手続において、その消滅に足るまで解散されるべきであり、倒産手続の終結時になお現存する残財産は、独倒産法第199条第2文⁶⁴により、管財人により、債務者に資本参加している者に対し、商法上の規定に基づき引き渡さなければならないとされていることが挙げられている。要するに、債権者への最大限への配当、そしてその結果として、法人の完全なる消滅が倒産法の目的であるとして、それを妨げる放棄を限定的に解している。

それに対し、上述の放棄肯定説は、①独倒産法第85条2項が、その文言上、債務者が自然人か法人かを区別していないこと、そして②独倒産法第85条及び第86条に関する立法政府草案 (der RegE) 第96条及び第97条によると、独倒産法第85条及び第86条⁶⁵は、法人破産の場合にも放棄を認める趣旨と解せら

⁶² ZIP 1994, S. 1512, 前掲注 (61), Entscheidungsgründe 2. b).

⁶³ Begründung zu Art. 22 Nr. 1 RegE EG [FGG] zur Einfügung eines neunten § 141a FGG.

⁶⁴ 独倒産法 第199条【最後配当における剰余金】

最後配当においてすべての倒産債権者の債権を全額支払い得るとき、管財人は、剰余金を債務者に引き渡さなければならない。債務者が自然人でないとき、管財人は、債務者に資本参加しているそれぞれの者に対し、この者に倒産手続外の清算の際であれば生じたであろう剰余金分を引き渡さなければならない。

⁶⁵ 独倒産法 第86条【特定の受働訴訟の受継】

第1項 管財人並びに相手方は、以下のいずれかに関する場合、倒産手続開始時に債務者を被告として係属している訴訟を受継することができる。

1. 倒産財団からの目的物の取戻し
2. 別所的満足
3. 財団債務

第2項 相手方は、管財人が請求を直ちに認諾する場合、訴訟費用の償還を求める請求権を、倒産債権者としてのみ主張し得る。

れる独破産法第10条及び第11条⁶⁶をほぼ文言も同一のまま受け継いでいることを、債務者が自然人か法人かを問わず、倒産財団からの放棄が認められるとする一根拠として主張する。

当該判例は、Xが掲げる放棄肯定説①及び②の根拠に対し、i) 独倒産法の立法趣旨及び倒産部の見解に基づき、管財人の原則的な義務は、法人の完全なる清算(独倒産法第199条2項)であるから、管財人の訴訟受継(同法85条第2項)は債務者財産の倒産財団からの放棄という目的のために制限されるべきではなく、ii) シュミットが主張⁶⁷するように、管財人は、債務者の能動訴訟を取下げることができるから、管財人は、債務者財産からの放棄を目的として、訴訟の受継を拒否することを強要されるべきではない、iii) 倒産法の目的が倒産債権者の最大限の満足にあることからすると、債務者の財産(訴訟物たる債権)を倒産財団から放棄することを認めることはできない、iv) 経営者である自然人も、有限会社と同時に破産している以上、放棄により、資力の無い経営者に訴訟を遂行させることは認めることはできない、としている。

第6節 清算型・再建型における相違点

ドイツにおける汚染駆除費用に関する90年代初頭における判例及び先行研究では、独旧破産法下で議論であったため、主に清算型の破産手続において、汚染駆除費用がその汚染不動産等の換価価値を超過する場合に、管財人がその駆除責任を免れる手段としての放棄の可否というかたちで議論された。前述したように、その後、債務者が自然人、物的会社、人的会社なのかで放棄の可否を分ける議論に発展していく。それに対し、当時は未だ清算・再建両手続を含有する統一的な独新倒産法施行前ということもあり、再建型の倒産処理手続の場合における管財人による放棄の可否は、ほぼ検討されてこなか

⁶⁶ 独破産法 第11条【特定の訴訟の受継】

第1項 債務者を被告として係属している訴訟、破産財団からの目的物の取戻訴訟、または別除権的満足に関する訴訟、もしくは財団債務に関する訴訟は、破産管財人並びに相手方がこれを受継することができる。

第2項 管財人が請求を直ちに認諾する場合、管財人は、その訴訟費用については責任を負わない。

⁶⁷ ZIP 1994, S. 1512, 前掲注(61), Entscheidungsgründe 2. (2); Karsten Schmidt, 前掲注(58), KTS 1994, S. 309, 318.

ったように見受けられる。再建型の倒産処理手続の場合、清算型手続とは異なり、将来に亘りその新得財産も債務弁済への充当財産とされ、債務者の自由財産も清算型倒産手続とは異なり差押禁止財産の範疇で捉えられるため、管財人による権利放棄可否の議論に馴染まなかったことがその要因だと考えられる。

では、独での清算型・再建型両手続に適用される統一倒産手続法の導入、並びにDIP型倒産手続の導入により、これまでの議論と何か差異は生じているのか？DIP型の場合、管理処分権が債務者から管財人に移行しないのであれば、そもそも管財人による債務者財産の倒産財団からの放棄といった状態が生じ得ない。では、管財人が選任される再建型手続ではどうか？倒産といえば清算型の破産が中心であった時代から転じ、再建型にも重きが置かれるようになった今日において、再建型倒産手続における放棄という手法の使用の可否を、改めて考える意義があるように思う。

第7節 問題の所在

ここまで第一章にて、環境関連債権の法的性質について論じたことを受け次に、第二章では、①清算型・再建型倒産手続開始前後において、環境汚染の原因たる債務者財産が債務者の責任財産・破産財団等から放棄されることの可否につき、以下のような点に着目し検討する：1) 汚染原因財産の種別、すなわち不動産なのか動産なのか、2) 汚染発生の時期、3) 放棄の時期、4) 管財人が債務者から引き継いだ事業の業態、すなわち閉鎖事業なのか、または管財人自らその事業継続に関与しているのか、及び5) 汚染原因財産が不動産で、かつ賃借目的物である場合に考慮すべき事由等。そして、①において、汚染原因財産の放棄が認められるか否かに鑑み、②汚染原因財産に起因する汚染除去等の環境保護責任を負うのは誰か、すなわち管財人の汚染除去責任等の有無につき検討する。

第8節 独連邦汚染防止法

なお、ドイツにおいて環境関連債権の倒産手続における取扱いを論じる際、その汚染物質除去義務の根拠となる条文は、連邦法から州法まで様々である⁶⁸が、本稿では、多数の判例で採り上げられている「大気汚染、騒音、振動およびその他同様の事象において生じる環境への有害な影響に対する保護に関する法（以下、独連邦汚染防止法）⁶⁹」第5条を中心に述べる。そのため、まずは、許認可施設の環境責任について定める独連邦汚染防止法第5条の試訳を参考資料として挙げるものとする。

⁶⁸ 他にも、「循環型経済及び廃棄物処理法（das Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz vom 27. 08. 1994 (BGBl. IS. 2705), 略KrW-/AbfG）」や「汚染による土壌変化からの保護及び汚染土壌の駆除に関する法律（いわゆる連邦土壌汚染防止及び駆除法、略BBodSchG）（das Gesetz zum Schutz vor Schädigen Bodenveränderungen und zur Sanierung von Altlasten (Bundes-Bodenschutzgesetz; 略BBodSchG) vom 17. 03. 1998 (BGBl. IS. 502)等に関し、類似の問題が議論されている。

⁶⁹ 連邦インミッション法とも訳される。

【参考資料】

1. 独連邦汚染防止法 第5条 (試訳)

大気汚染、騒音、振動およびその他同様の事象において生じる環境への有害な影響に対する保護に関する法律(略：独連邦汚染防止法)

第5条【認可を必要とする施設の事業者に対して課される義務】⁷⁰

第1項 許認可施設は、環境全体に対する高レベルな保護を確保するため、以下のように構築され、かつ運用されなければならない

1. 一般社会及び近隣に対し、有害な環境影響やその他の危険、重大な不利益及び重大な負担を与えてはならない、
2. 有害な環境影響やその他の危険、重大な不利益及び重大な負担に対し、特に最先端の措置をもって、予防措置を講じなければならない、
3. 廃棄を防止し、廃棄を免れない物は再利用し、かつ再利用が不可能な廃棄物は一般社会の利益を損なうことなく、処分されなければならない。廃棄の防止が技術的に不可能かまたは不合理な場合に限り、廃棄を防止しないことが許容される。廃棄の防止が、再利用よりも環境へ悪影響を及ぼす場合には、廃棄の防止は認められない。廃棄物の再利用と処分は、流通経済法及び廃棄物に適用されるその他の法律の規定に従って行われる、
4. エネルギーは控えめかつ効率的に使用されなければならない。

第2項 許認可施設が温室効果ガス排出取引法の適用対象となる場合、温室効果ガス排出制限のための要件は、第1条第1項が定める義務の履行に際し、施設の影響を受ける領域において有害な環境影響を生じさせないようにする限度において、認められる。ただし、これは、温室効果ガス排出取引法の付属書1における特定の活動に関わる温室効果ガスのみ適用される。許認可施設においては、当該施設で燃焼やその他の過程の際に排出される二酸化炭素の排出に関しエネルギーを効率的に使用する義務を果たすため、温室効果ガス排出取引法が課す義務以上に、要件を課してはならない。

第3項 許認可施設は、その運用停止後も、以下の事項につき、設置、運用、操業停止を行わなければならない。

1. 当該施設またはその土地から、有害な環境影響やその他の危険、重大な不利益及び重大な不利益を、一般社会及び近隣に引き起こすことはできない、
2. 既存の廃棄物が、適切かつ無害に回収されるか、または一般市民の健康を損なうことなく処分される、
3. 当該施設が適切な状態へ回復することを保障する。

第4項 (略)

⁷⁰ 上述の独連邦汚染防止法第5条の試訳につき、独語原文については論文末尾参照のこと。

Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen,
Geräusche, Erschütterungen und ähnliche Vorgänge

(Bundes-Immissionsschutzgesetz- BImSchG)

§ 5 Pflichten der Betreiber genehmigungsbedürftiger Anlagen

- (1) Genehmigungsbedürftige Anlagen sind so zu errichten und zu betreiben, dass zur Gewährleistung eines hohen Schutzniveaus für die Umwelt insgesamt
1. schädliche Umwelteinwirkungen und sonstige Gefahren, erhebliche Nachteile und erhebliche Belästigungen für die Allgemeinheit und die Nachbarschaft nicht hervorgerufen;
 2. Vorsorge gegen schädliche Umwelteinwirkungen und sonstige Gefahren, erhebliche Nachteile und erhebliche Belästigungen getroffen wird, insbesondere durch die dem Stand der Technik entsprechenden Maßnahmen;
 3. Abfälle vermieden, nicht zu vermeidende Abfälle verwertet und nicht zu verwertende Abfälle ohne Beeinträchtigung des Wohls der Allgemeinheit beseitigt werden; Abfälle sind nicht zu vermeiden, soweit die Vermeidung technisch nicht möglich oder nicht zumutbar ist; die Vermeidung ist zulässig, soweit sie zu nachteiligeren Umweltauswirkungen führt als die Verwertung; die Verwertung und Beseitigung von Abfällen erfolgt nach den Vorschriften des Kreislaufwirtschaftsgesetzes und den sonstigen für die Abfälle geltenden Vorschriften;
 4. Energie sparsam und effizient verwandt wird.
- (2) Soweit genehmigungsbedürftige Anlagen dem Anwendungsbereich des Treibhausgas-Emissionshandelsgesetzes unterliegen, sind Anforderungen zur Begrenzung von Emissionen von Treibhausgasen nur zulässig, um zur Erfüllung der Pflichten nach Absatz 1 Nummer 1 sicherzustellen, dass im Einwirkungsbereich der Anlage keine schädlichen Umwelteinwirkungen entstehen; dies gilt nur für Treibhausgase, die für die betreffende Tätigkeit nach Anhang 1 des Treibhausgas-Emissionshandelsgesetzes umfasst sind. Bei diesen Anlagen dürfen zur Erfüllung der Pflicht zur effizienten Verwendung von Energie in Bezug auf die Emissionen von Kohlendioxid, die auf Verbrennungs- oder anderen Prozessen der Anlage beruhen, keine Anforderungen gestellt werden, die über die Pflichten hinausgehen, welche das Treibhausgas-

Emissionshandelsgesetz begründet.

(3) Genehmigungsbedürftige Anlagen sind so zu errichten, zu betreiben und stillzulegen, dass auch nach einer Betriebseinstellung

1. von der Anlage oder dem Anlagengrundstück keine schädlichen Umwelteinwirkungen und sonstige Gefahren, erhebliche Nachteile und erhebliche Belästigungen für die Allgemeinheit und die Nachbarschaft hervorgerufen werden können,
2. vorhandene Abfälle ordnungsgemäß und schadlos verwertet oder ohne Beeinträchtigung des Wohls der Allgemeinheit beseitigt werden und
3. die Wiederherstellung eines ordnungsgemäßen Zustandes des Anlagengrundstücks gewährleistet ist.

(4) [Auslassung]

2. 本稿で採り上げた判例一覧表* 本稿における判例番号順 (出典は各脚注参照)

- ・ 1979年12月11日ミュンヘン行政裁判所判決 (判例①)
- ・ 1984年1月20日連邦行政裁判所判決 (判例②)
- ・ 1990年12月11日バーデンヴェルテムベルク高等行政裁判所判決
[マンハイム事件] (判例③)
- ・ 1991年5月7日リューネブルグ高等裁判所判決 (判例④)
- ・ 1992年10月20日シュレスビッヒ上級行政裁判所判決 (判例⑤)
- ・ 1994年4月12日ザクセンアンハルト高等行政裁判所決定
[マグデブルグ事件] (判例⑥)
- ・ 1994年4月21日ザクセン高等行政裁判所判決 (Plutonium-Strahler I)
[バウチェン I 事件] (判例⑦)
- ・ 1994年8月16日ザクセン高等行政裁判所判決 (Plutonium-Strahler II)
[バウチェン II 事件] (判例⑧)
- ・ 1997年1月16日グライフスヴァールド高等行政裁判所判決 (判例⑨)
- ・ 1998年10月22日独連邦行政裁判所判決 [リューネブルグ事件] (判例⑩)
- ・ 1999年2月10日独連邦行政裁判所判決
[グライスフスヴァールド事件] (判例⑪)
- ・ 1999年10月22日カッセル上級行政裁判所決定 (判例⑫)、
- ・ 2000年9月29日ダルムシュタット行政裁判所決定 (判例⑬)
- ・ 2000年10月4日連邦行政裁判所決定 (判例⑭)
- ・ 2001年7月5日独連邦通常裁判所 (第9民事部) 判決
[ナウムブルグ事件] (判例⑮)
- ・ 2004年2月26日オーストリア高等裁判所判決 (判例⑯)、
- ・ 2004年7月22日独連邦行政裁判所判決 (判例⑰)
- ・ 2004年9月23日独連邦行政裁判所判決 (判例⑱)
- ・ 2009年4月20日カッセル高等行政裁判所判決 (判例⑲)、
- ・ 2009年9月11日カッセル高等行政裁判所判決 (判例⑳)、
- ・ 2009年12月3日リューネブルグ上級行政裁判所決定 (判例㉑)
- ・ 1983年10月19日独連邦行政裁判所判決 (判例㉒)
- ・ 2002年4月18日独連邦通常裁判所判決 (判例㉓)
- ・ 2003年7月25日カールスルーエ高等裁判所中間判決 (判例㉔)